令和３年９月13日

保護者 各位

北海道檜山北高等学校長　佐　藤　　健

緊急事態宣言の延長に伴う対応について（お知らせ）

初秋の候　ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、北海道が緊急事態措置区域に追加されたことによる、北海道教育委員会からの通知「緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（８月26日付）を受け、本校では次の通り対応する旨お知らせいたします。保護者のみなさまにおかれましては、記載の内容についてご理解いただき、感染拡大防止に向けて、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１ 生徒・同居のご家族に風邪症状等がある場合の自宅での休養について

(1)感染力が強い「デルタ株」により、これまでで最も深刻な感染状況となっています。発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、症状がなくなるまで自宅で休養させるよう、引き続きお願い申し上げます。この場合は出席停止の扱いとなります。

(2)生徒がワクチン接種後、発熱等の風邪の症状がみられるときや、発熱等の風邪の症状以外でも「副反応」と考えられる症状がみられるときも、出席停止の扱いになります。

(3)お子さんが欠席する際は、必ず保護者から学校へ連絡をしていただきますよう、お願いします。（北海道檜山北高等学校　０１３７－８４－５３３１）

２ 部活動について【期間:８月２７日(金)～９月１２日(日)】

(1)高体連、高文連、高野連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り実施。これ以外は原則休止とする。

(2)実施する場合は、活動を厳選（時間や人数、活動内容）し、活動場所は大会参加を除き本校のみとします。

(3)合宿など泊を伴う活動は、大会参加を除き自粛とします。

３　ＰＣＲ検査･抗原検査を受けることになった場合

学校での感染拡大を防止するためには、感染が判明した後の迅速な対応（臨時休業等）が必要になります。次のような場合、可能な限り速やかに学校に連絡していただくようお願いします。

(1)お子さん又は同居家族の方が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

(2)お子さん又は同居家族の方が、濃厚接触者に特定された場合

(3)お子さんがＰＣＲ検査又は抗原検査を受けることになった場合（受けた場合も含む）

４　今後の行事について

「新しい生活様式」の行動基準『学校の新しい生活様式』に基づくレベル３に応じた感染症対策を踏まえ個別に判断していきます。